

2013年9月

東北大学大学院法学研究科（法科大学院及び研究大学院）の改革について

東北大学大学院法学研究科

1. はじめに

東北大学大学院法学研究科（以下「本研究科」といいます。）は、国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化し、法曹が社会の隅々に進出するよう期待される中で、社会の要請に応える新たな法曹を育成する、という法曹養成制度改革の理念に鑑み、本研究科における教育資源を有効に活用して特色ある先導的教育を行うことを目指して、法科大学院及び研究大学院の一体的かつ大幅な教育改革に取り組みます。

2. 法科大学院の改革

まず、本研究科法曹養成専攻（法科大学院）における少人数教育をさらに推し進め、理論及び実務のいずれの側面においても法的課題に主体的に取り組む能力及びコミュニケーション能力の向上を図ります。

3. 大学院博士後期課程の改革

本研究科は、大学院博士後期課程（研究大学院）の中に「後継者養成コース」を設置し、実務に通じた研究者として、あるいは、理論に通じた実務家として活躍できる人材の育成を図って参りましたが、多様化・高度化する社会の法曹需要に応えるためには、先端的・応用的領域へと視野を広げた分野横断的な研究能力及び法律実務の経験から得た臨床的知見を理論的に展開できる能力に着目した研究及び教育スキルの向上が必要であるとの認識に基づき、同コースの教育内容を整備・拡充することといたしました。

具体的には、従来の「後継者養成コース」を、先端的・応用的領域の研究をも視野に入れた分野横断型の研究者教員を養成するコース（研究者教員コース）と、法律実務の経験から得た臨床的知見を理論的に展開することのできる実務家教員を養成するコース（実務家教員コース）とに二分いたします。とりわけ、後者の「実務家教員コース」については、①司法試験に合格し、司法修習を修了した者を受け入れること、②本コースに入学した学生については、フェローとして雇用することにより、年間120万円程度を給付し、研究に専念できる環境を整えること、③本コースの学生が弁護士としての実務経験を積みながら研究テーマを発見することを可能にするため、仙台市内の弁護士事務所において当該事務所の弁護士の指導の下、事件を受任し、その事件を処理する過程において生じる法的問題について理論的・実務的観点から考察を深めることを内容とする上級エクスターンシップという科目を新設すること等、これまでにない特徴を備えた法科大学院時代の博士後期課程に相応しい内容のコースとすることを計画しております。

4. 教育改革に伴う法科大学院の定員の改訂

このように、本研究科は法科大学院における教育の充実を通じて、社会の要請に応えう

る優れた法曹を育成すると同時に、大学院博士後期課程の改革を行うことにより、学部・研究大学院・法科大学院の教壇に立つ研究者教員及び実務家教員を養成することを目指します。また、こうした改革と関連して、現に実務に携わる法曹関係者に対し、先端的・現代的分野、国際関係、学際分野等を学び直す機会を提供することも現在計画中です。

なお、本研究科は、上記のような法科大学院における少人数教育の徹底及び研究大学院に関する一連の教育改革を実現するために必要となる教育資源を確保するために、法科大学院の入学定員の見直しを行い、平成26年4月入学者から、現在の1学年80名（法学既修者55名程度、法学未修者25名程度）を、50名（法学既修者30名程度、法学未修者20名程度）といたします。

5. おわりに

本研究科は、以上のような大学院の教育改革を通じて、法科大学院における学修から、司法試験合格後の司法修習を経て実務能力の研鑽を図る全過程を視野に入れた教育を実現するとともに、学部・法科大学院・研究大学院において教育及び研究に携わる法学教育の後継者を養成するという新たな「法曹養成制度モデル」を構築し、これを推進することにより、本研究科に課された社会的使命を果たしてまいります。

以 上